第６条　会員の資格

本会の会員は､次の資格の１つを備え、原則として大阪府に在住又は、勤務する者とする。

(1) 同志社の経営する共学又は男子諸学校（以下単に同志社諸学校と称する）を卒業又はその選科若しくは別科を修了した者及び旧予科旧制中学四年を修了した者

(2) 同志社諸学校及び同志社の経営する学校に在学した者で、常任理事会による承認を経た者